

ヨハネスブルグサミット実施計画書における化学物質問題関連記述抜粋

WWF ジャパン 村田幸雄

□ 関連記述抜粋

(全章立てと、該当箇所のみ抜粋した。太字は村田がつけたもの)

持続可能な開発に関する世界サミット実施計画書

はじめに

貧困の根絶

持続可能でない生産と消費パターンの変革

14. 10 カ年計画

- (d) **持続可能な生産と消費パターンの重要性を啓発するプログラム**を開発する。特に、青少年や全ての国々、とりわけ途上国でこの問題にかかわる層の人々に向け、地方、国全体、更にそれらを越えた地域の文化的価値観を考慮に入れながら、教育、一般・消費者向け情報、広告及びその他の媒体等を活用する。
- (e) 効果的で透明性があり、事実に基づいた、誤解されにくい、差別的でない、人の健康と安全の観点を含む持続可能な生産と消費に関する**消費者向けの情報ツール**を開発し採用する。それは場合によってはボランティアな活動のほうがより適切とされる。ただし、そのようなツールは貿易障壁の隠れ蓑であってはならない。

17. 企業の社会・環境に対する責任とアカウンタビリティの強化

- (b) **企業とその立地周辺コミュニティおよび利害関係者との対話を促進する**

22. 化学物質と有害廃棄物の健全な管理 (→環境省仮訳を参照)

32. 陸上活動起源の影響からの海洋保全

- (b) 途上国における**海洋汚染防止プログラム**策定のためのキャパシティビルディングなど

33. 海洋の安全と**海洋汚染防止**へ向けた活動強化

37. **大気汚染**に対する、国家間、地域間、国際的協力体制の強化

38. 持続可能な農業

- (o) 環境に影響の少ない土壌改良手法と**害虫等の制御プログラム**の推進

経済的、社会的開発の基盤となる自然資源の保護と管理

グローバル化する中での持続可能な開発

健康と持続可能な開発

49. 特に婦人、子どもの**大気汚染による健康被害の低減**

50. **鉛及び含鉛塗料の廃絶**

発展途上にある島嶼国における持続可能な開発

アフリカの持続可能な開発

62. 特に有害化学物質及び有害廃棄物に焦点をあてた、健全な化学物質管理の実現

.bis その他の地域

実施の手段

103. 自然科学者と社会科学者や科学者と政策決定者との協同により、全てのレベルにおける政策と意思決定を改善する。

(f) 科学に基づいた意志決定を改善し、促進させる。その際、リオ宣言の 15 原則にある予防的アプローチを再確認のこと。

106. 知識や経験の共有をより増進させるための情報とコミュニケーション技術の活用

119.ter リオ宣言の第 10 原則を更に押し進める意味で、国レベルでの環境情報や環境にかかわる行政・司法手続き情報へのアクセス及び、意志決定への参加を確保する。

持続可能な開発のための制度的枠組み

国家レベルでの制度的枠組み強化

146.bis 全ての国は司法、立法、規制、執行、政策、計画などに関する情報へのアクセスの提供などにより、市民参加を促進すべきである。

<コメント>

本実施文書の冒頭の第 1 項において、リオの地球サミットにおける「リオ宣言」へのコミットメントと「アジェンダ 21」の完全な遂行を強く再確認することが明記されている。このことに象徴されるように、ヨハネスブルグサミット全体を通して見た印象としては特に目新しい条約や取組等が合意されたわけでもなく、あくまで「リオ・プラス 10」に過ぎない。(NGO によっては、むしろ後戻りしたとして「リオ・マイナス 10」と非難しているくらいである。)しかし過去十年を振り返り、より具体的な目標を再設定できた分野も皆無とはいえない。これから我々 NGO にとって重要なことは、良くも悪くもサミットの成果として投げ返された成果をよく検討し、今後の活動にどう生かせるかを前向きに捉えることではなかろうか。